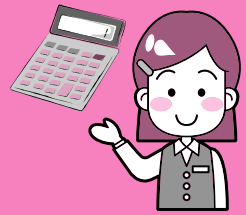


古河税務署からの

お知らせ



給与所得者の

住宅借入金等特別控除

還付申告説明会

住宅ローン等を利用して、平成25年中にマイホームの新築・購入(中古住宅を含む)をしたときは、一定の要件にあてはまれば住宅借入金等特別控除を受けることができます。

◆日時 1月31日(金)

午前10時～

◆場所 岩井公民館2階

◆対象

給与が1か所のみで年末調整が済んでいて、ほかの所得がなく、マイホームの買換え・交換等を行っていないかた

◆持参する物

印かん、計算機、黒ボールペン、申告者本人の預貯金の口座番号の分かるもの

◆提出いただくもの

- ①平成25年分給与所得の源泉徴収票の原本
- ②住民票の写し
- ③家屋の登記事項証明書
- ④家屋の取得対価の額が分かるもの(売買契約書請負契約書等のコピー)
- ⑤住宅取得資金に係る借入金額の年末残高等証明書(2か所以上から交付を受けている場合は、そのすべての証明書)

※残高証明書や返済明細書では控除は受けられません。

⑥敷地等の購入に係るローン等について、この控除

の適用を受ける場合は、法務局で交付される敷地等の登記事項証明書、その敷地等の取得価格がわかるもの(売買契約書、敷地の分譲に係る契約書等のコピーなど)

⑦交付を受ける補助金等の額を証する書類や住宅取得等資金の贈与の特定を受けた場合のその額を証する書類の写し

⑧認定住宅(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)の新築等に係る住宅借入金等特別控除を適用する場合は、長期優良住宅建築等・低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書またはその写しなど

※平成21年6月4日～平成25年12月31日までの間に認定長期優良住宅にあてはまるマイホームの新築または新築住宅を購入して居住用に供した場合に受けられます。

※平成24年12月4日～平成25年12月31日までの間に

認定低炭素住宅にあてはまるマイホームの新築または新築住宅を購入して居住用に供した場合に受けられます。

所得税から

控除しきれない場合は

住民税から控除

平成11年から平成18年、または平成21年から平成25年中に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けているかたで、所得税から控除しきれなかった額があり一定の要件を満たした場合は、翌年度の住民税から控除できます。

住民税の住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには市役所での申告が必要ですが、平成22年度分からは年末調整、または確定申告をすれば市役所への特別な申告は不要となります。

■お問合せ

古河税務署

個人課税第1部門

☎0280(32)4161

予約受付中!!



無料法律相談会のお知らせ

日時: 1月26日(日) 9:00～17:00

場所: 弁護士法人 萩原総合法律事務所 常総支所

☎0297-44-9954(予約制)



弁護士法人 萩原総合法律事務所 常総支所

茨城県弁護士会所属 弁護士 萩原 慎二・弁護士 平久 真・弁護士 鈴木 元

(月～金 9:00～12:00、13:00～17:30) 常総市海道山田町1120-2 田内ビル (294号沿い、山田北信号南)